

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 3ページ	「新大学の都心キャンパスを整備」とありますが、キャンパス内に整備を予定されている食堂や物販店舗または飲料以外の自動販売機などがあれば、ご教示ください。	1期学舎内には1階に食堂、2階に売店を設置する予定です。規模については検討中です。 自動販売機については、現段階で設置は未定です。
2	実施要領 3ページ	「新大学の都心キャンパスを整備」とありますが、大学職員用や来客用の駐車場は必要十分な用意があるでしょうか。	教職員・学生の1期学舎への自動車での通勤・通勤は原則禁止とする方針です。駐車場は学舎東側に、運営上必要な関係車両用として整備する予定です。
3	実施要領 3ページ	A地区の容積率の最高限度を400%に緩和。 ⇒B、C地区も緩和させれるか。	容積率の緩和については、計画内容の具体化と併せて、各地権者が関係行政機関と協議・調整していくこととなります。 なお、募集要項P13及びP14に記載のとおり、容積率緩和を前提とした提案をされる場合は、公共施設(1号施設)や地区施設の整備、「都市の再生への貢献」の内容も併せてご提案ください。
4	実施要領 5ページ	都市計画道路の豊里矢田線(鳴野・蒲生区間)の整備完了時期については、どのように想定したらよろしいでしょうか。	下記、大阪市ホームページをご参照ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000160555.html
5	実施要領 5ページ	地区計画の計画図に記載の、A地区(1.5期)内における多目的広場1号の外構整備費について、区分所有者の大学法人も応分の負担を頂けると考えてよろしいでしょうか。	詳細については未定です。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
6	実施要領 6ページ	1期の広場について大学までのプロムナードは設けていますでしょうか？車路は北側のみでしょうか？	外構計画の詳細はこれから実施設計を行いますが、広場と大学のメインエントランスとは近接しています。 学舎へアクセスするための主要な車路については学舎の東側を予定しております。
7	実施要領 6ページ	森ノ宮駅からキャンパスへの歩行者の導線として、「広場」は利用可能でしょうか。また、この先がキャンパスへの正面入口と考えてよろしいでしょうか。	歩行者の動線として広場の利用は可能です。広場側からが学舎の正面入り口と考えていただいても結構です。
8	実施要領 6ページ	都市計画道路の豊里矢田線(鳴野・蒲生区間)と新設の地区幹線道路との交差点で信号/横断歩道等は設置されますでしょうか。南側からの地区幹線道路への右折進入は可能でしょうか。	都市計画道路の豊里矢田線と新設の地区幹線道路との交差点における、信号や横断歩道等の設置については、現段階では未定です。 A地区1期の開発時点では、豊里矢田線南側から地区幹線道路へ右折進入はできません。
9	実施要領 6ページ	A地区に計画される大学には、物販、飲食等の福利厚生機能は入るのでしょうか。できれば、規模、設置場所などをお教えてください。	1期学舎内には1階に食堂、2階に売店を設置する予定です。規模については検討中です。 1.5期の区分所有床には福利厚生機能が入る予定はございません。
10	実施要領 8ページ	1.5期の利用可能時期は2025年度からの予定だが、それまでの大まかなスケジュールはどのような予定か。(公募、提案、事業者決定等の時期)	今回ご提案いただいた内容を基に、スケジュール等の詳細を検討し、事業化が可能と判断した場合には、来年度以降速やかに事業者公募することを想定しています。
11	実施要領 8ページ	建ぺい、防火地域及び準防火地域は表記の内容でよいでしょうか？	結構です。
12	実施要領 8ページ	A地区の1.5期の利用可能時期が2025年度からとのことですが、これは開業時期でしょうか。それとも、土地の引渡し時期となるのでしょうか。	工事着手可能時期を示しております。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
13	実施要領 8、9ページ	<p>【調査対象エリアの土地概要】 A地区・C地区にて土壤汚染の指定基準に適合しない区画があると記載がありますが、調査資料を開示いただくことはできませんでしょうか。形質変更時届出区域台帳(鑑)を確認いたしましたが、深度等詳細な汚染状況を把握したいです。</p>	<p>A地区については、以下のホームページをご参照ください。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10356343/www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000294304.html</p> <p>C地区については、平成28年5月13日と平成29年4月21日に土壤調査結果を報道発表(「報道発表資料 港区福崎1丁目(もと港工場)及び城東区森之宮1丁目(もと森之宮工場)の大阪市有地における土壤汚染状況調査の結果について」 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10189884/www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000358980.html</p> <p>(「報道発表資料 報道発表資料 住之江区南港南1丁目(もと南港工場)及び城東区森之宮1丁目(もと森之宮工場)の大阪市有地における土壤汚染状況調査の結果について」 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10356343/www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kankyo/0000397361.html</p> <p>をご参照ください。) していますが、深度調査は実施していません。また、C地区については、要届出区域ではありません。</p>

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
14	実施要領 9ページ	【調査対象エリアの土地概要】 B地区・C地区は地下埋設物を残置するとのことですが、地下埋設物に関する資料を開示いただきたいです。	B地区につきましては、現段階で開示できる資料はございません。必要に応じて、事業者負担で調査していただくこととなります。C地区については、令和4年度に既存の森之宮工場の基礎・杭部分を残置する形で解体工事に着手することを予定しています。森之宮工場の既存図面であれば、開示可能です。
15	実施要領 9ページ	B地区の土壌汚染調査、対策の時期はいつ頃の予定か。	B地区の土壌汚染調査、対策につきましては、2022年度中には完了予定です。
16	実施要領 9ページ	B地区の2022年度～2025年度の暫定利用が可能な場所は提示可能でしょうか。	B地区内の南側を中心に暫定利用可能予定です。詳細については今後調整のうえ決定します。
17	実施要領 9ページ	C地区の地下部(基礎や杭等)は存置する予定とのことですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には抵触しないという理解で良いでしょうか。	提案条件に記載の通り、事業用定期借地を想定しているため、抵触しないものと考えております。なお、それ以外の手法を採用し提案される場合でも、各種法律に抵触しない手法にてご提案願います。
18	実施要領 10ページ	「敷地の北側は、第二寝屋川に接しており、敷地北側境界から9mの範囲が河川保全区域に指定されています。・河川保全区域内では、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更したり、工作物の新築等を行う場合は、河川管理者(大阪府の許可)を受ける必要があります」とありますが、この場所は許可有無に関わらず、例えば歩道などで利用することも可能ということでしょうか？	河川保全区域内の土地の形状変更や工作物の新築を行う場合は、大阪府の許可が必要である旨記載したものであり、具体的な使用目的によって河川管理者(大阪府)へ相談する必要が有ります。
19	実施要領 11ページ	デッキは順次整備していかれると思いますが、大学整備段階では駅からの動線はどのように考えられているでしょうか	森ノ宮駅、京橋駅、鳴野駅、緑橋駅から一般道を通る動線となります。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
20	実施要領 11ページ	「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」及び「森之宮北地区地区計画」において、地区内及び周辺の歩行者の利便性を向上させるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、JR大阪城公園駅と地区内とを円滑に接続する東西動線(地区内施設間の歩行者デッキ、道路上部における施設間を結ぶ歩行者デッキ、施設内の歩行者通路、鉄道施設上部等の歩行者デッキ等)を整備していくことを位置付けています。具体的には、A地区では1期で大学法人が整備する学舎と1.5期で整備する施設を結ぶ「歩行者デッキⅠ」、A地区(1.5期)とB地区を結ぶ「歩行者デッキⅡ」、B地区に整備する施設内で確保する「歩行者デッキ等Ⅲ」、B地区と大阪城公園駅を結ぶ「歩行者デッキ等Ⅳ」を想定しています」とありますが、JR、大阪メロなど、違う地権者の中(上空など)を通ることについて、隣地地権者は了解を得ているということでしょうか？	JR、Osaka Metroと協議し、必要な調査・検討を進めております。
21	実施要領 11ページ	「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」及び「森之宮北地区地区計画」において、地区内及び周辺の歩行者の利便性を向上させるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、JR大阪城公園駅と地区内とを円滑に接続する東西動線(地区内施設間の歩行者デッキ、道路上部における施設間を結ぶ歩行者デッキ、施設内の歩行者通路、鉄道施設上部等の歩行者デッキ等)を整備していくことを位置付けています。具体的には、A地区では1期で大学法人が整備する学舎と1.5期で整備する施設を結ぶ「歩行者デッキⅠ」、A地区(1.5期)とB地区を結ぶ「歩行者デッキⅡ」、B地区に整備する施設内で確保する「歩行者デッキ等Ⅲ」、B地区と大阪城公園駅を結ぶ「歩行者デッキ等Ⅳ」を想定しています」とありますが、B地区の西側(大阪メロの操車場部分)は、B地区開発時にはどのような状況になっているのでしょうか？(例えば、通常利用されている、或いは廃線となっている等)	B地区開発時のOsaka Metroの操車場部分に状況につきましては、現在と同じく、操車場として利用している想定でご検討ください。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
22	実施要領 11ページ	「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」及び「森之宮北地区地区計画」において、地区内及び周辺の歩行者の利便性を向上させるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、JR大阪城公園駅と地区内とを円滑に接続する東西動線(地区内施設間の歩行者デッキ、道路上部における施設間を結ぶ歩行者デッキ、施設内の歩行者通路、鉄道施設上部等の歩行者デッキ等)を整備していくことを位置付けています。具体的には、A地区では1期で大学法人が整備する学舎と1.5期で整備する施設を結ぶ「歩行者デッキⅠ」、A地区(1.5期)とB地区を結ぶ「歩行者デッキⅡ」、B地区に整備する施設内で確保する「歩行者デッキ等Ⅲ」、B地区と大阪城公園駅を結ぶ「歩行者デッキ等Ⅳ」を想定しています」とありますが、大阪城公園駅東側(JR敷地部分)は、デッキの橋脚を建設することができるように、廃線(操車場の廃止や縮小)となっているのでしょうか？	JRの操車場の廃止や縮小はないと聞いております。その前提で必要な調査・検討を進めております。
23	実施要領 12ページ	A地区(1.5期)での開発事業にて①②③は必須項目とあるが、「・」の2項目の取り扱いはどのようになっているのか。必須項目になるのか？	必須項目ではありません。
24	実施要領 12ページ	借地料及び事業(借地)期間について ⇒借地料が安い、高いor大学買取価格が安い、高い のご判断。 ⇒事業(借地)期間は長期であればどれくらい可能か。	今回ご提案いただいた内容を基に詳細について検討を行いますので、事業性(実現可能性)を勘案したうえで、ご提案をお願いいたします。
25	実施要領 12ページ	1.5期区域の利用可能時期は2025年度からの予定。 ⇒2025年度からの工事着手という認識か。調査等の準備工事は2025年度以前にすることは可能か。	2025年度から工事着手が可能となります。2025年度より前における調査等の準備工事の可否については、現段階では未定です。
26	実施要領 12ページ	1.5期の大学使用エリアについて、買取金額の目線など想定はありますでしょうか？	今回ご提案いただいた内容を基に詳細について検討を行いますので、事業性(実現可能性)を勘案したうえで、条件、価格等、ご提案をお願いいたします。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
27	実施要領 12ページ	A地区の提案条件において、大学使用エリアをテナントにすることは可能か。また、買取・区分所有の場合、想定している買取価格をご教授いただきたい。	事業実施にあたって、提案事業を実現するために、買取り・区分所有以外の事業フレームがあればご提案いただいております。また今回ご提案いただいた内容を基に詳細について検討を行いますので、事業性(実現可能性)を勘案したうえで、条件、価格等、ご提案をお願いいたします。
28	実施要領 12ページ	「歩行者デッキⅠ」の整備・整備後の管理も事業者負担とあるが、整備後の管理は大学側で負担できないか。またデッキの仕様はあるのか。	「歩行者デッキⅠ」の整備後の管理は事業者負担としております。デッキの仕様は未定です。
29	実施要領 12ページ	「歩行者デッキⅠ」の管理が事業者負担の場合、いつまで管理をしないといけないのか。借地期間満了までか？	お見込の通りです。
30	実施要領 12ページ	「提案いただく施設は、大学が使用するエリア(約8,000㎡、情報学研究科及び都市シンクタンク機能・技術インキュベーション機能を配置予定)も含めて整備いただきます。」とありますが、具体的な利用イメージ、建物の仕様(オフィスではなく教室型、実験室型など)、大学施設と民間施設との動線分離などの指定はありますでしょうか？	大学利用施設エリアは他エリアと区分してセキュリティを確保することが必要です。現段階で仕様は未定ですが、センサー類など情報・通信機器の設置等に柔軟性を持たせた室内空間を想定しており、化学実験を行うような実験施設は想定していません。また、大学が区分所有できる面積としては5,200㎡程度を想定しており、大学が使用する8,000㎡とは廊下・階段・EV等の共用部分のうち、専有部分における大学の区分所有部分の割合分を含めた延床面積と想定しています。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
31	実施要領 12ページ	大学が使用するエリアは大学法人が区分所有するものとして買取りを想定されていますが、買取価格の算出方法はご指定がございますでしょうか。	今回ご提案いただいた内容を基に詳細について検討を行いますので、指定の算出方法はありません。自由にご提案ください。
32	実施要領 12ページ	事業用定期借地後の利用については想定ありますでしょうか？解体更地返しが必要か？	基本的に更地化後返却を想定していますが、今回ご提案いただいた内容を基に詳細について検討を行いますので、事業性(実現可能性)を勘案したうえで、ご提案をお願いいたします。
33	実施要領 12ページ	1.5期の大学使用エリアについて、インキュベーション機能の設備や都市シンクタンク機能の設備も含めての大学の買取と考えるとよろしいでしょうか？	結構です。
34	実施要領 12ページ	入札への参加資格(実績など)を設ける予定はありますでしょうか？	参加条件を設ける予定ですが、現段階では未定です。
35	実施要領 12ページ	大阪市の公共施設を1.5期内に入れる予定はありますでしょうか？	A地区の1.5期区域内に大阪市の公共施設が入る予定はございません。
36	実施要領 12ページ	総合設計制度の利用は可能でしょうか？	A地区については地区計画(再開発等促進区)により容積率の最高限度が緩和されているため、総合設計制度の適用は認められません。
37	実施要領 12ページ	大学の駐輪場・駐車場を1.5期内に設けることはあるでしょうか？	1期学舎の駐輪場については、教職員・学生の自転車での通勤・通学は原則禁止の方針で検討しています。1.5期の駐輪場についても、1期学舎と同様になるものと想定しています。 1.5期内の大学の駐車場については、現段階では未定です。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
38	実施要領 12ページ	借地形態については表記のもので決定事項でしょうか。又、借地条件における期間や建築用途の制限などはありますでしょうか？	借地形態や借地条件における期間については、事業性(実現可能性)を勘案したうえで、ご提案をお願いいたします。 建築物の用途については、森之宮北地区地区計画において制限がございます。
39	実施要領 12ページ	1.5期内の大学施設の内装設備などは事業者にて施工でしょうか？仕様など指定ありますでしょうか？	現段階ではその想定です。 仕様などについては、現段階では未定ですが、センサー類など情報・通信機器の設置等に柔軟性を持たせた室内空間とすることが必要になります。
40	実施要領 12ページ	【A地区・提案条件】 「～1.5区域の利用可能時期は2025年度からの予定～」とありますが、1.5区域の工事着手も25年度以降でしょうか。	お見込の通りです。
41	実施要領 12ページ	【A地区・提案条件】 大学が使用するエリアに求められる特殊な仕様等あれば、ご教示ください。 ex)天井高、床耐荷重他	仕様などについては、現段階では未定ですが、センサー類など情報・通信機器の設置等に柔軟性を持たせた室内空間とすることが必要になります。
42	実施要領 12ページ	【A地区・提案条件】 歩行者デッキの管理は事業者負担とのことですが、1期のデッキと繋がる境界ラインまでの管理という認識でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
43	実施要領 12ページ	【A地区・提案条件】 1.5期とB地区を結ぶ「歩行者デッキⅡ」の幅員・高さ等の指定はございますか。	本マーケットサウンディングにおいては幅員・高さ等の指定はございません。関係法令等に沿って安全な歩行者動線が確保できるよう、自由にご提案ください。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
44	実施要領 12ページ	2021年度より大阪公立大学森之宮学舎の建設工事が開始とのことですが、大学法人での来訪者・関係者(職員・学生)向けの駐車場整備計画はございますでしょうか。	教職員・学生の1期学舎への自動車での通勤・通勤は原則禁止とする方針です。駐車場は学舎東側に、運営上必要な関係車両用として整備する予定です。
45	実施要領 12ページ	A地区での借地料について求められておりますが、開業時期(2025年引渡しの場合)が5年以上先のものであるため、その時点のマーケットが想定できません。そのため、現時点のマーケット状況をもとに借地料等を提案してもよろしいでしょうか？	結構です。
46	実施要領 12ページ	事業用定期借地を想定されていますが、それ以外の借地方式を提案することは可能でしょうか。	可能です。
47	実施要領 12ページ	法や上位計画に定めてあること以外で、禁止される用途/機能はございますでしょうか。	ございません。
48	実施要領 12ページ	歩行者デッキⅡについて、事業者が整備することになっていますが、整備後の所有・維持管理は道路管理者が行うものと想定して良いでしょうか。	歩行者デッキⅡについて、整備後は事業者の所有・維持管理を想定しておりますが、詳細な事業スキームは決まっております。
49	実施要領 12ページ	都市シンクタンク機能・技術インキュベーション機能の内容について、現時点で開示可能な資料はございますでしょうか。	新大学基本構想(令和2年7月改訂版)p6をご参照ください。
50	実施要領 12ページ	大学が使用するエリアの8,000㎡について、より具体的な施設構成・面積内訳等について、開示可能な資料はございますでしょうか。	ございません。
51	実施要領 12ページ	1期及び1.5期の大阪公立大学の在籍学生数、研究・教職員の人数をそれぞれお教えてください。	1期及び1.5期を合わせて、学生・教職員等約7000人となります。
52	実施要領 12、13、14ページ	対象地(A～C)において施設整備にあたり、大阪市様として附属駐車場の整備等ご要望はございますでしょうか。また、仮に駐車場を整備した場合、大学の利用者について、割引等、優遇することはお考えでしょうか。	駐車場の整備についての要望はありません。また、大学の駐車場利用者に対する割引等、優遇する考えはありません。自由にご提案ください。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
53	実施要領 12、13、14ページ	A地区において大学が整備される概要を開示お願いいたします。	新大学基本構想(令和2年7月改訂版)p33 や大阪城東部地区のまちづくりの方向性p7 に記載されている森之宮キャンパスの整備 になります。
54	実施要領 12、13、14ページ	民間が、大学寮を提案する場合、必要部屋数や、希望の間取りなどありましたら開示いただけますでしょうか？	ございません。
55	実施要領 13ページ	B地区所有者、大阪市高速電気軌道(株)であるが、本マーケットサウンディングの要綱書の主催者に記載されていない理由は何か。	本マーケットサウンディングは、A地区の1.5 期区域において、今後の事業者公募を行う 場合の条件整備に役立てることを目的に行 うものであることから、A地区の開発主体で ある、公立大学法人大阪と、設立団体であ る大阪市(経済戦略局)と大阪府(府民文化 部)の3者が実施するものとしています。 B地区とC地区については、A地区(1.5期区 域)の開発と組み合わせた開発の可能性を 調査するものです。
56	実施要領 13ページ	B地区も大学と連携したイノベーション・コア施設が必要か。必要であれば 大学が、希望している内容は？	「大阪城東部地区のまちづくりの方向性」及 び「森之宮北地区地区計画」に示していると おり、A地区及びB地区では、「イノベーシ ョン・コア」の形成を図ることとしています。「イ ノベーション・コア」については、大阪城東部 地区のまちづくりの方向性P11～13を参照く ださい。
57	実施要領 13ページ	【A地区・提案条件】 「～土壌汚染対策については、事業者で実施いただくことを想定～」とあり ますが、 土壌汚染調査等実施されている場合、開示いただきたいです。	実施要領8ページ及び、以下のホームペー ジをご参照ください。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/103563 43/www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryō/kankyō /0000294304.html

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
58	実施要領 13ページ	【B地区・提案条件】 「～2022年度中から2025年度までは、一部を除き暫定利用が可能～」とありますが、 暫定利用可能な範囲をご教示ください。	B地区内の南側を中心に暫定利用可能予定です。詳細については今後調整のうえ決定します。
59	実施要領 14ページ	C地区の提案条件について、建物地下部の撤去を伴わない手法及び土壌の掘削等を行わない手法を採用とのことだが、もし地下改良し、建築する際、費用負担は誰が行うのか。 借地の場合は市が負担し、事業者が土地を購入する場合は不動産購入費で相殺予定か(対策費を踏まえた土地価格)?	現段階では、地下改良することは想定しておりません。
60	実施要領 14ページ	”もと森之宮ごみ焼却工場の建物地下部(基礎、杭等)を残置する予定”とございますが、建物地下部にあたる壁や設備等は撤去されると考えてよろしいでしょうか。	建物地下部にある設備等については撤去予定ですが、建物躯体については、基本的に残置するものとして予定しています。(令和4年度に工事着手予定であるため詳細は検討中です。)
61	実施要領 14ページ	C地区の開発にあたり、建物地下部の撤去を伴わない手法等を採用することになっていますが、土地所有者が行う地下部の撤去範囲(GL-〇〇mまで撤去など)の想定はありますでしょうか?	現時点では、地上部は全て撤去する予定としています。(令和4年度に工事予定であるため詳細は検討中です。)
62	実施要領 15ページ	事業者公募の時期はいつ頃か。A地区・B地区・C地区 別々で公募になるのか。	A地区の1.5期区域の開発事業者については、今回ご提案いただいた内容を基にスケジュール等の詳細を検討させていただきます。来年度以降速やかに事業者公募することを想定しています。 B地区、C地区の開発時期や公募などの手法については決まっておりません。

大阪城東部地区への民間活力導入に関するマーケットサウンディング(市場調査)にかかる質問に対する回答

令和3年11月25日公表

番号	質問箇所	質問内容	回答
63	実施要領 15ページ	【歩行者動線の整備・提案条件】 歩行者デッキ I ~ IVの接続時期のご希望があれば、ご教示ください。	歩行者デッキ I については、A地区の1.5期区域の開発に合わせて整備していただきます。その他の歩行者デッキ等については、速やかに整備されることが望ましいですが、整備時期等の詳細は決まっておりません。
64	実施要領 15ページ	「歩行者デッキIV」の整備費について大阪府市など行政が負担する可能性はありますか？	歩行者デッキ等IVの整備費の負担スキーム等は決まっておりません。
65	実施要領 15ページ	本サウンディングに参加できる事業者は、『事業主体として関心と意欲を有する法人』とありますが、ここでいう事業主体とはどのような意味でしょうか。例えば、企画・設計を行う者は認められますか。	本マーケットサウンディングにご参加いただける異業者は、A地区の1.5期区域で施設を整備いただく事業者(法人または法人のグループ)を想定していますが、企画・設計を行う事業者であってもご提案いただくことは可能です。